

大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度 実施基準

(趣旨)

- 1 「大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度」の実施にあたり、大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度実施要領（以下、「要領」という。）の規定によるほか、この実施基準により必要な事項を定める。

(認証の対象：要領第3条関係)

2 認証の対象

(1) 対象は、以下の森林整備とする。

- ア 大阪府内に位置する森林区域内にある森林であって、整備面積が 0.1ha 以上の森林整備であること。ただし、竹林整備は除く。

注) 森林区域とは、原則として森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の規定による森林とする。

- イ 整備後 10 年以上森林として維持される見込みがあること。

- ウ 認証の対象となる作業種は、植栽・下刈り・除伐・間伐とし、以下の基準を満たすもの。

[基準]

①植栽

樹種	植栽本数（1 ha 当たり）
スギ・ヒノキ	1,000 本以上
アカマツ・クロマツ・その他針葉樹	1,000 本以上
広葉樹	1,000 本以上

※法令等で義務付けされた植栽は除く。

②下刈り

10 年生以下の植栽地において雑草木を除去すること。

原則として全面刈り払いとする。

③除伐

植栽木の成長を阻害する不用木を除去すること。

健全な森林の成林が見込まれる人工林であること。

④間伐

間伐率は、本数率で概ね 20% 以上であること。

健全な森林の成林が見込まれる人工林であること。

- エ J・クレジット制度や他の都道府県での CO₂認証制度等との重複申請は対象外とする。

(2) 対象は、以下の木材利用とする。

- ア 大阪府内産木材を使用した木造化、内外装の木質化（下地材を含む）や家具等（机・椅子・棚・パネル）の整備・設置であること。

- イ 大阪府内産木材を、0.5 m³以上使用していること。

- ウ 伐採証明等により大阪府内産木材であることが確認できること。

- エ 屋内外を問わず、適切な維持管理により、概ね 15 年以上継続した使用が

見込まれること。

オ 仮設展示ブースやイベント等での一時的な利用は対象外とする。ただし、計画的な継続利用が示されるものであれば対象とする。

カ 他の都道府県での CO₂ 認証制度等との重複申請は対象外とする。

(その他)

3 この基準は、最新情報等に基づき、必要に応じて変更する。

附 則

この基準は、令和5年3月1日から施行する。